

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則

制定 平成十八年三月三十一日 宮城県規則第三十七号

改正 平成二十二年三月三十一日 宮城県規則第三十八号

平成二十三年三月三十一日 宮城県規則第三十六号

(趣旨)

第一条 この規則は、産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(平成十七年宮城県条例第百五十一号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託先の確認等)

第二条 条例第八条第一項の規定による確認は、当該委託に係る産業廃棄物の処分を行う施設の稼働状況を自ら実地に調査し、又は当該委託に係る産業廃棄物の処分を行う施設を実地に調査した者(当該産業廃棄物の処分を受託しようとする者(以下「受託予定者」という。))を除く。)からその稼働状況を聴取した上で、次に掲げる事項を記録する方法により行うものとする。ただし、受託予定者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。)第十条の四第三項(省令第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。)の規定により省令第十条の四第三項に規定する書類の添付を要しないものとされた者である場合又は知事に条例第八条第一項の規定による確認を要しない者であると認められた場合は、この限りでない。

一 確認した年月日

二 確認した者の氏名

三 確認の方法

四 産業廃棄物の処分の状況

五 産業廃棄物の保管の場所の状況

2 条例第八条第二項の規定による確認は、前項本文に規定する方法により年一回以上行うこととする。ただし、産業廃棄物の処分を受託した者が同項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

(産業廃棄物の性状の確認)

第三条 条例第九条の規則で定める産業廃棄物は、汚泥、燃えがら、ばいじん、鉱さい、廃酸又は廃アルカリとする。

2 条例第九条の規定による性状の確認は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和四十八年環境庁告示第十三号。汚泥、廃酸及び廃アルカリにあつては、日本工業規格 K〇一〇二(一九九八)の十二に定める方法を含む。)により、年一回以上行うこととする。

(産業廃棄物であることの疑いのある物に関する報告)

第四条 条例第十条第一項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該産業廃棄物であることの疑いのある物に関する次に掲げる事項

イ 発生した事業場の名称及び所在地

ロ 発生した工程

ハ 性状、数量及び保管の方法

ニ 売却し、若しくは自ら利用した実績又は売却し、若しくは自ら利用する計画の有無

ホ 売却する場合にあっては、売却の相手方の氏名又は名称及び住所、売却年月日ごとの売却量及び売却金額並びに運送の方法、運送費用及びその負担者

ヘ 自ら利用する場合にあっては、利用する場所の名称及び所在地、利用の目的及び方法並びに使用量

ト 産業廃棄物に該当するか否かに関する意見

チ その他知事が必要と認める事項

2 条例第十条第一項の規定による報告は、様式第一号によるものとする。
(受託者による確認)

第五条 条例第十一条の規定による確認は、搬入された産業廃棄物を展開して目視により確認する方法又は条例第九条の規定による性状の確認の結果を示す書類により確認する方法によって行うものとする。

(特定中間処理産業廃棄物の保管の制限等)

第六条 条例第十二条第一項の中間処理産業廃棄物であって規則で定めるものは、汚泥又は木くずを処理することによって生じた廃棄物(当該処理の過程において、汚泥又は木くずにこれ以外の廃棄物を混合した場合にあっては、当該処理によって生じた廃棄物の総体)とする。

2 条例第十二条第一項の規則で定める数量は、特定中間処理産業廃棄物を生ずる事業場ごとに、次の各号に掲げる処理方法の区分に応じ、当該各号に定める数量とする。

一 固化、混合、圧縮、破碎又は切断 当該事業場における産業廃棄物の一日当たりの処理能力に相当する数量の産業廃棄物を処理した場合に生ずる特定中間処理産業廃棄物の数量に十四を乗じて得られる数量

二 前号に掲げる処理方法以外の処理方法 当該事業場における産業廃棄物の一日当たりの処理能力に相当する数量の産業廃棄物を処理した場合に生ずる特定中間処理産業廃棄物の数量に二十八を乗じて得られる数量

3 条例第十二条第二項の規則で定める数量は、毎年三月三十一日における数量であって、前項各号に掲げる処理方法の区分に応じ、当該各号に定める数量に二分の一を乗じて得られる数量以上の数量とする。

4 条例第十二条第二項の規定による届出は、毎年三月三十一日における状況について、その年の六月三十日までに特定中間処理産業廃棄物に係る保管状況届出書(様式第二号)を知事に提出して行うものとする。

(発注者による確認)

第七条 第二条第一項の規定は、条例第十三条第三項の規定による確認について準用する。

(説明会の開催等)

第八条 条例第十四条第一項の規則で定める者は、次の各号に掲げる市町村のいずれかに居住し、かつ、産業廃棄物処理施設等の設置等によりその生活環境に影響が及ぶおそれがあると認められる者とする。

一 当該産業廃棄物処理施設等の設置等をしようとする場所を管轄する市町村

二 前号に掲げる市町村に隣接する市町村

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設(以下「産業廃棄物処理施設」という。)の設置又は構造若しくは規模の変更(以下「設置等」という。)をしようとする場合にあっては、同条第三項(法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。)に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果において、当該影響が最大となると予測される地点を管轄する市町村

- 2 条例第十四条第一項及び第二項の規則で定める方法は、前項に規定する者(以下「地域住民等」という。)に対し個別に説明を行う方法又は自治会長、町内会長その他当該地域住民等を代表する者を通じて間接的に説明する方法とする。
- 3 条例第十四条第一項ただし書の規則で定める場合は、同項に規定する施設設置予定者が次の各号のいずれかの産業廃棄物処理施設等の設置等をしようとする場合とする。
 - 一 事業者が、自らの事業(産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第六十七条第一項の破碎業又は省令第十条の三第二号の指定を受けて行う事業(以下「産業廃棄物処理業等」という。))を除く。以下この項において同じ。)の活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために当該事業活動を営んでいる場所に設置等をしようとする産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条の2に規定するものを除く。)
 - 二 事業者が現に自らの事業の用に供している産業廃棄物処理施設であって、新たに自らの事業の活動に伴って生ずる他の産業廃棄物の処理を行うこととなるもの(前号に掲げるものを除く。)
 - 三 事業者が現に自らの事業の用に供している産業廃棄物処理施設以外の施設であって、新たに自らの事業の活動に伴って生ずる産業廃棄物の処理に供されることとなる産業廃棄物処理施設(第一号に掲げるものを除く。)
 - 四 既存の法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設等その他の施設であって、新たに産業廃棄物処理業等の用に供されることとなるもの
 - 五 産業廃棄物処理業等の用に供されている既存の産業廃棄物処理施設等であって、新たに他の産業廃棄物の処理を行うこととなるもの(第一号に掲げるものを除く。)
 - 六 産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設等であって、現に産業廃棄物処理業等を営んでいる場所において、新たに設置する既存の産業廃棄物処理施設等と同種のもの又は老朽化した施設を更新するために設置等をしようとするものであり、かつ、処理能力の増加が十パーセントを超えるもの
 - 七 老朽化した施設を更新するために設置等をしようとする産業廃棄物処理施設等であって、処理能力が減少するもの及び処理能力の増加が十パーセント以内であるもの
 - 八 処理能力が十パーセント以上減少することのみによって行う法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による変更の届出に係る産業廃棄物処理施設(前号に掲げるものを除く。)
 - 九 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車に搭載され、又はけん引されて移動する産業廃棄物処理施設等であって、産業廃棄物が排出される現場において当該産業廃棄物の処理を行うこととなるもの(産業廃棄物処理施設にあつては、知事が特別の理由があると認めるものに限る。)
 - 十 省令第十条の三第二号の指定を受けるもののうち一般指定に係る産業廃棄物処理施設等
 - 十一 財団法人宮城県環境事業公社が設置等をしようとする産業廃棄物処理施設等

十二 前各号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認める産業廃棄物処理施設等

4 条例第十四条第二項ただし書の規則で定める場合は、同条第一項に規定する施設設置予定者が前項第一号及び第七号から第十一号までに掲げる産業廃棄物処理施設等並びに知事が特別の理由があると認める産業廃棄物処理施設等の設置等をしようとする場合とする。

5 条例第十四条第三項の規則で定める方法は、地域住民等の求めによりその閲覧に供する方法又はインターネットを利用して公開する方法とする。
(生活環境保全協定の締結等)

第九条 条例第十五条第一項の規則で定める市町村は、第八条第一項各号のいずれかに該当する市町村とする。

(運営状況の公開)

第十条 条例第十六条の規定による公開は、次に掲げる事項（同条に規定する施設設置者が法第十五条の二の三第二項に規定する産業廃棄物処理施設の設置者である場合にあっては、同項の規定により公表しなければならないこととされている事項を除く。）について、毎月の状況を暦月単位で取りまとめ、その翌々月の月末までに、インターネットを利用して公開する方法その他地域住民等が容易に知ることができる方法により行うものとする。

一 産業廃棄物処理施設等の種類、処理能力及び処理品目

二 月間の稼働日、稼働日数及び稼働時間帯

三 産業廃棄物の種類ごとの月間処理量

四 月間の契約事業者数

五 中間処理後の産業廃棄物等の発生量及びその処理の状況

六 産業廃棄物の処理に伴い生じる排ガス、排水、騒音、振動、悪臭等の測定年月日及び測定結果(法令(条例を含む。))の規定により、測定が義務付けられている場合に限る。)

(身分証明書)

第十一条 条例第十八条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第三号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第四項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる説明の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 条例第十四条第一項の規定による説明 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号)(以下「要綱」という。)第七条第一項の規定により行った説明

二 条例第十四条第二項の規定による説明 要綱第十三条第一項若しくは第三条又は要綱第二十一条第一項の規定により行った説明(要綱第十三条第一項の規定により行った説明にあっては、要綱第二十条第一項の規定による説明を行ったものに限る。)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に知事に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十四条第六項、

法第十四条の二第一項、法第十四条の四第六項、法第十四条の五第一項、法第十五条第一項若しくは法第十五条の二の五第一項の許可の申請、法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による届出又は省令第十条の三第二号の指定の申請がされているときは、改正後の産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則第八条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

産業廃棄物であることの疑いのある物に関する報告書

年 月 日

宮城県知事

殿

報告者

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、産業廃棄物であることの疑いがあると指摘を受けた物は、産業廃棄物ではないので、関係資料を添えて下記のとおり報告します。

記

発生した事業場の名称及び所在地	
発生した工程	
性状、数量及び保管の方法	
売却(又は自ら利用)の実績(又は計画)の有無	有 ・ 無 (無の場合は計画の有 ・ 無)
売却する場合にあつては、売却の相手方の氏名及び住所、売却年月日ごとの売却量及び売却金額並びに運搬方法、運搬費用及びその負担者	
自ら利用する場合にあつては、利用する場所の名称及び所在地、利用の目的及び方法並びに使用量	
その他	

様式第 2 号(第 6 条関係)

特定中間処理産業廃棄物に係る保管状況届出書

年 月 日

宮城県知事

殿

届出者

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例第 12 条第 2 項の規定により、特定中間処理産業廃棄物の保管の状況について、下記のとおり届け出ます。

記

保管事業場の名称	
保管事業場の所在地	
処分業者にあつては、許可番号及び有効期限	
本年 3 月 31 日において保管していた特定中間処理廃棄物の種類及びその数量	
屋外で容器を用いずに保管する場合の積み上げ高さ	
保管場所における蚊、はえ等の発生の防止策	
備考	

様式第3号(第11条関係)

(表面)

12センチメートル				
第 号 所属 氏名 生年月日 産業廃棄物の処理の適正化 等に関する条例第十八条第二項 の証明書 年月日 宮城県知事 印	写真貼付		8 セ ン チ メ ー ト ル	

(裏面)

この証明書を携帯する者は、産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例により立入検査を行う者であり、その関係規定は、次のとおりです。

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例抜粋

(立入検査)

第十八条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業者、中間処理業者、発注者、施設設置予定者又は施設設置者の事務所、事業場又はその管理する土地若しくは建物に立ち入り、その産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分、産業廃棄物処理施設等の設置等又は建設工事等の発注に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。